

杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成28年10月27日杵築市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年杵築市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる図面及び書類を添えて、現状変更行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、許可を受けた行為の内容を変更する場合について準用する。

(許可の決定)

第3条 市長は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可の決定をしたときは現状変更行為許可通知書（様式第2号）により、不許可の決定をしたときは現状変更行為不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(完了等の届出)

第4条 前条に規定する許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（国の機関等の協議）

第5条 条例第6条の規定による協議をしようとする者は、現状変更行為協議申出書（様式第5号）に第2条第1項各号に掲げる図面及び書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（条例第7条に規定する規則で定める行為）

第6条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- （1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- （2） 都市計画法による国、地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- （3） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- （4） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する事業
- （5） 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- （6） 気象、海象、地象若しくは洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- （7） 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又

は公園施設の設置又は管理に係る行為

- (8) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (9) 大分県文化財保護条例（昭和30年大分県条例第12号）第4条第1項の規定により指定された大分県指定有形文化財、同条例第30条第1項の規定により指定された大分県指定有形民俗文化財又は同条例第35条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び杵築市文化財保護条例（平成17年杵築市条例第203号）第4条第1項の規定により指定された杵築市指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された杵築市指定有形民俗文化財又は同条例第34条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (10) 郵便法（昭和22年法律第165号）による郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (11) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の

用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(16) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（現状変更行為の通知）

第7条 条例第7条の規定による通知をしようとする者は、第2条第1項各号に掲げる図面及び書類を添えて、現状変更行為通知書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により許可を取り消したときは、現状変更行為許可取消通知書（様式第7号）により行為者に通知するものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第9条 条例第12条第1項の規定により設置する杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、市長が指定した課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第8条までの規定は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。